

## 北海道大学工学部同窓会会則

### 第1章 総 則

第1条 本会は、北海道大学工学部同窓会と呼ぶ。

第2条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、北海道大学工学部並びに会員の隆盛発展を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

1. 会員名簿、会報その他出版物の発行
2. 学術講演会、談話会その他の集会の開催
3. 大学における教育研究活動の支援
4. 前各号の他本会の目的を達するため必要な事項

第4条 本会は、本部を札幌市北区北13条西8丁目 北海道大学工学部内におき、便宜の地に支部を設けることができる。

### 第2章 会 員

第5条 本会会員を次の2種とする。

1. 正会員 北海道大学工学部卒業生、同大学院工学研究科・情報科学研究科修了生及び北海道大学工業教員養成所卒業生

2. 特別会員 正会員以外の北海道大学工学部現職教員及び別に定める退職教官・教員

第6条 正会員は、年会費を納めるものとする。特別会員のうち、現職教員は、正会員に準じ、退職教官・教員は納入を要しない。また、北海道大学工学部卒業生で本学大学院研究科等に在学中の正会員も、会費の納入を免除する。年会費は、別に定める「会費細則」によるものとする。

### 第3章 役員及び職員

第7条 本会に次の役員をおく。

- |          |      |
|----------|------|
| 1. 会 長   | 1名   |
| 1. 副 会 長 | 1名   |
| 1. 理 事 長 | 1名   |
| 1. 副理事長  | 6名以内 |
| 1. 理 事   | 6名以上 |
| 1. 顧 問   | 若干名  |
| 1. 監 事   | 若干名  |
| 1. 評 議 員 | 若干名  |
| 1. 支部委員  | 若干名  |

第8条 会長及び副会長は、工学部長及び副工学部長を委嘱する。

評議員並びに監事は、正会員の中から総会において互選する。

理事は、評議員の中から互選する。

理事長及び副理事長は、理事の中から互選する。

顧問は、工学部長及び学科より推薦された者を委嘱する。

第9条 役員の任期は2年とする。(平成29年5月29日改訂) 但し、会長及び副会長の任期は工学部長及び副工学部長の任期とし、顧問の任期は4年とする。但し、再選は妨げない。

第10条 会長は、本会を代表する。

副会長は、会長を補佐する。

理事長は、一切の会務を統轄する。

副理事長並びに理事は、理事長を補佐し会務を分掌する。

顧問は、重要事項についての理事長の諮問に対して助言を行う。

監事は、会務を監査する。

支部委員は、支部の会務を処理し、支部の代表として本部との連絡にあたる。

第11条 本部に、会務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他若干の職員をおく。

#### 第4章 会 議

第12条 会議は総会、評議員会、理事会および顧問会とする。

第13条 総会は通常総会、臨時総会とする。

通常総会は、毎年5月これを開く。

臨時総会は、次の場合理事長が招集する。

1. 理事長が必要と認めたとき
2. 評議員会が必要と認めたとき
3. 正会員の3分の1以上から会議の目的事項を示してその開会を請求したとき

第14条 総会の目的、期日及び場所は、会期2週間前にこれを正会員に通知しなければならない。

総会の決議は、通知した事項以外にわたることはできない。

第15条 次の事項は、通常総会において承認を受けなければならない。

1. 前年度事業報告
2. 前年度収支決算
3. 本年度事業計画
4. 本年度収支予算

第16条 総会の決議は、出席正会員の過半数の同意を必要とする。

正会員は、書面をもって総会における議決権及び選挙権の行使を他の会員に委任することができる。

第17条 評議員会は、評議員で組織し、総会議案を審議決定する。また、会則によって総会の決議を要すると決定した事項以外の重要事項を議決する。

第18条 評議員会は、次の場合において理事長が招集する。

1. 理事長が必要と認めたとき

2. 監事が必要と認め、その開会を請求したとき

3. 評議員の過半数が会議の目的事項を示し、その開会を請求したとき

第19条 評議員会の決議は、評議員の過半数が出席し、且つ、その過半数の同意を必要とする。

第20条 理事会は、理事長が招集し、評議員会議案を審議決定する。また、総会または評議員会の決議を要する重要事項以外の事項を議決する。

第21条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、且つ、その過半数の同意を必要とする。

第22条 理事長は、必要に応じて顧問会を招集し、本会の活動、運営の基本に関わる重要事項について諮問する。

第23条 監事は、評議員会に出席し、会務監査について発言することができる。

#### 第5章 資産及び会計

第24条 本会会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第25条 本会の資産は、会費、寄付金その他の収入並びに寄付行為による物件などをもってこれにあてる。

第26条 本会の会計は、一般会計（年会費、終身会費積立利子、寄付金など）と特別会計（終身会費物件など）に分類し、両会計相互の編入換は、評議員会の決議を経なければならない。

第27条 特別会計の積立金を本会以外の団体に寄贈しようとする場合、及び寄付行為による物件などを処分する場合は、総会の決議によらなければならない。

第28条 資産の管理方法は、評議員会の決議を要する。

#### 第6章 附 則

第29条 本会則は、昭和24年11月1日より施行する。

第30条 本会則の変更は、総会の決議を要する。

#### 備 考

1. 昭和28年9月26日総会決議をもって第12回通常総会を5月とし、第20条会計年度を本文通り改正、なお昭和28年度に限り昭和28年10月1日より同29年3月末日までを1年度とする。

2. 第6条但し書一時金2,000円を3,000円に変更する。

昭和33年5月31日総会の決議により同日より施行。

3. 第6条年200円を300円に変更する。

昭和36年6月3日総会の決議により同日より施行。

4. 第6条年300円を400円に、但し書一時金3,000円を5,000円にそれぞれ変更する。

昭和42年6月10日総会の決議により同日より施行。

5. 第6条年400円を600円に変更する。

- 昭和45年5月30日総会の決議により昭和45年6月15日より施行。
6. 第6条但し書一時金5,000円を9,000円に変更する。  
昭和46年5月29日総会の決議により昭和46年7月1日より施行。
7. 第6条年600円を1,000円に、但し書一時金9,000円を15,000円にそれぞれ変更する。  
昭和47年5月27日総会の決議により同日より施行。
8. 第6条但し書一時金を終身会費に字句変更する。  
昭和48年5月26日総会の決議による。
9. 第3章役員を役員及び職員と改正、第11条を新規に追加、第11条を第12条とし、以下各条を繰り下げる。  
昭和51年5月22日総会の決議による。
10. 顧問をおくことにより、第7条理事の次に1. 顧問1名、第8条3項の次に顧問は工学部長を委嘱する。  
第10条2項の次に顧問は理事長の諮問に応じ、各種の会議に出席して助言を行う。  
昭和52年5月28日総会の決議による。
11. 第6条年1,000円を2,000円に、但し書終身会費15,000円を30,000円にそれぞれ変更する。  
昭和53年5月27日総会の決議により同日より施行。
12. 第7条及び第11条の一部改正は昭和54年5月26日総会の決議により同日より施行。
13. 第7条及び第10条の一部改正は昭和55年5月31日総会の決議により同日より施行。
14. 第22条、第23条及び第24条の一部改正は昭和56年5月30日総会の決議により同日より施行。
15. 第7条、第8条及び第9条の一部改正は昭和57年5月29日総会の決議により同日より施行。
16. 第5条の改正は昭和58年5月28日総会の決議による。
17. 第3条、第5条、第6条及び第11条の一部改正は平成3年5月31日総会の決議により同日より施行。
18. 第7条、第10条、第17条の一部改正、第20条、第21条、第22条を新規に追加、第20条以下条文を繰り下げる。平成4年5月30日総会の決議により同日より施行。
19. 第6条の一部改正は平成7年6月9日総会の決議により平成8年4月1日から施行。
20. 第5条の一部改正は平成8年5月24日総会の決議により平成9年4月1日から施行。

21. 第5条及び第6条の一部改訂は平成17年6月3日総会の決議により同日より施行。
22. 第6条, 第7条, 第8条及び第9条の一部改訂は平成21年5月29日総会の決議により平成21年4月1日より施行。
23. 第9条の一部改訂は平成29年5月29日総会の決議により同日より施行。

## 会 費 細 則

### 第1条 (目的)

本細則は, 北海道大学工学部同窓会正会員の会費について定める。

### 第2条 (会費)

1. 正会員は, 次に定める会費を納めるものとする。

年会費 3, 000円

10年会費 24, 000円 (向こう10年間を前納する場合)

ただし, 既に終身会費を納めた者は年会費の納入を免除する。

2. 年会費を納め続けて70才に達した会員は, 以後会費の納入を免除する。

### 第3条 (改訂)

本細則の改訂は, 総会の決議により定める。

### 第4条 (実施)

本細則は, 平成9年4月1日から実施する。